



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月26日火曜日 第1604号

◇ 目 次 ◇ 告 示

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1077
建設業者の許可の取消し.....	1077
道路の区域変更（県道宇和三間線）.....	1078
道路の供用開始（ " ）.....	1078
開発行為に関する工事の完了.....	1078

公 告

パソコンネットワーク学習システムの購入.....	1079
--------------------------	------

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程.....	1079
-----------------------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第2174号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・沢渡先場地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称

- 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・沢渡先場地区）計画書の写し
 - 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年10月27日から11月25日まで
- 3 縦覧場所
久万高原町役場

○愛媛県告示第2175号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中村地区）計画書の写し
 - 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成16年10月27日から11月25日まで
- 縦覧場所
久万高原町役場

○愛媛県告示第2176号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成16年10月26日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-15)第15316号	平成15年5月30日	(株)戸田産業	戸田 浩文	西条市古川甲323-10	平成16年9月1日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 しゅんせつ工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-11)第13005号	平成12年3月22日	大野建設	大野 昭男	北条市和田甲371-1	平成16年9月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第15169号	平成14年10月30日	(有)ミリュウ	田坂 和伸	松山市南吉田町1411-12	平成16年9月8日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-13)第6516号	平成13年12月2日	(有)阿部建営	阿部 安男	越智郡大西町大字宮脇甲1297-5	平成16年9月10日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-13)第14928号	平成14年2月8日	(株)DASH	山本 武彦	松山市古川南2-4-16	平成16年9月10日	大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)

(般 - 14)第8563号	平成14年 12月 3 日	(株)カンセイ	長岡 広城	松山市北土居町179 - 21	平成16年 9月13日	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(般 - 11)第14360号	平成11年 10月12日	(株)日之出設計補償コン サルタント	小野川裕海	松山市天山 3 - 7 - 20	平成16年 9月13日	土木工事業 建築工事業 管工事業	建設業の廃止
(般・特 - 12) 第1517号	平成12年 8月 1 日	(株)広田建設	成田 照義	伊予郡広田村総津583	平成16年 9月15日	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)
(特 - 14)第1973号	平成14年 10月 9 日	(株)玉井組	玉井 明人	東予市壬生川591	平成16年 9月14日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 12)第7396号	平成12年 11月21日	三浦建設	三浦 辨好	南宇和郡城辺町緑甲23 6	平成16年 9月15日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 15)第15334号	平成15年 6月17日	(有)鳥山	鳥山 幸男	伊予郡松前町大字永田 94 - 5	平成16年 9月21日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(特 - 13)第355号	平成13年 11月 2 日	秦建設(株)	三谷 政光	今治市八町東 3 - 2 - 6	平成16年 9月27日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 14)第1850号	平成14年 10月30日	(有)上諏訪土建	上諏訪正人	松山市泊町575	平成16年 9月28日	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)

○愛媛県告示第2177号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成16年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川2995番地先から 同町下川2991番地先まで	旧	メートル 7.8～17.0 8.0～26.9	キロメートル 0.196 0.139	
			新	8.8～34.2	0.212	

○愛媛県告示第2178号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成16年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	西予市宇和町下川2995番地先から 同町下川2991番地先まで	平成16年10月26日

○愛媛県告示第2179号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成16年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局建（開）第10号 平成16年10月12日	北条市八反地字五反地甲1490番 3	松山市東長戸二丁目 6 番 9 号 メゾン・デ・フルール103号 金子典男

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

パソコンネットワーク学習システムの購入

(2) 購入物品名及び数量

パソコンネットワーク学習システム一式（サーバー機器 2台、パソコン82台、コピー機 2台、プリンター28台、プロジェクター 2台、スキャナー30台ほか知事が指定するソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成17年 2月15日

(5) 納入場所

愛媛県立今治北高等学校及び愛媛県立大洲高等学校

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)941 2111 内線3035

(2) 入札書の受領期限

平成16年12月14日（火）午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成16年12月14日（火）午後2時

愛媛県総務部管理局総務管理課会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Computer Network System for Learning, 1set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 14 December 2004

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL089 941 2111 Ext3035

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月26日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月17日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正する。

別表西条地方書記長の項所管区域の欄中「、東予市、」を「及び」に改め、「及び周桑郡」を削り、同表松山地方書記長の項同欄中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。